

日本税関労働組合 書記局運営規則

第1章 総則

(根拠)

第1条 この規則は、日本税関労働組合同約第31条第2項に基づき定める。

(目的)

第2条 この規則は、専従者及び書記として勤務する者の勤務時間等及び給与並びに休暇に関する事項について定めることを目的とする。

第2章 勤務時間、休暇等

(勤務日)

第3条 専従者の勤務日は、「行政機関の休日に関する法律」第1条に定める休日を除く日とする。

(勤務時間)

第4条 専従者の勤務時間は、勤務日の午前9時から午後5時30分もしくは午前9時30分から午後6時までとする。

(休憩時間)

第5条 専従者の休憩時間は、勤務日の午後0時15分から午後1時までとする。

(休暇)

第6条 専従者の休暇については、国家公務員の取得基準に準ずる。

2 休暇を取得する場合は、中央執行委員長又は書記長に届けなければならない。

第3章 給与

(給与の種類及び区分)

第7条 専従者の給与は、俸給及び期末・勤勉手当（以下、「期末手当等」という。）とし、支給額には、諸手当を含むものとする。

2 書記の給与の種類及び区分は、雇用契約等により定める。

(給与の計算と支給)

第8条 専従者の給与は月給とし、専従に従事する直前における俸給額と同額とする。

2 給与の支給は、書記局の事情によるほか、原則として毎月16日とする。

(諸手当等)

第9条 専従者の諸手当は、この規則で定めるもののほか、国家公務員の支給基準に準じて支給する。

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、全額支給する。

(専従手当)

第11条 専従手当は、本俸の100分の15を支給する。

日本税関労働組合 書記局運営規則

（単身赴任手当）

第 1 2 条 単身赴任手当は、月 2 回帰省可能な額を支給する。

（休日給）

第 1 3 条 専従者が休日に勤務した場合には、原則として、その勤務した時間を中央執行委員長が指定する勤務日に振り替えることとする。ただし、振り替えられなかった場合は、休日給を支給する。

（住居借上げ費）

第 1 4 条 専従のため住居の移転を伴い赴任した者の住居借上げに係る経費は、中央執行委員会の承認を経て支出する。

（傷病欠勤中の給与）

第 1 5 条 専従者の傷病欠勤については、傷病時における国家公務員として受けることができる給与に該当する額及び支給期間を補償するものとする。

2 前項の規定の適用については、中央執行委員会の審議を経て、決定する。

（書記）

第 1 6 条 書記局事務を補佐するため、中央執行委員会の承認を得た後、書記を雇うことができる。

2 書記の勤務時間、給与、休暇等は、労働基準法等国内法令に準じて雇用契約等により中央執行委員長が決定する。

第 4 章 その他

（準拠規定）

第 1 7 条 この規則に定めのないものについては、国家公務員の適用基準に準ずる。

（改廃）

第 1 8 条 この規則は、大会の審議を経なければ改廃することができない。

附 則（平成 17 年 10 月 12 日 第 46 回大会）

1 この規則は、平成 17 年 10 月 14 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 25 日 第 49 回大会）

1 この規則は、平成 20 年 9 月 27 日から施行する。

附 則（平成 22 年 9 月 24 日 第 51 回大会）

1 この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 23 日 第 52 回大会）

1 この規則は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

日本税関労働組合 書記局運営規則

附 則（平成 24 年 9 月 22 日 第 53 回大会）

- 1 第 7 条に定める専従者の給与については、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」の適用期間中、同法の定めるところにより減額して支給する。
- 2 この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。